

平成18年4月から 年金制度が変わります!

国民年金

【問合先】
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

○保険料額が改正されます

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月280円引き上げされ、月額13,860円となります。

○ご存知ですか? 学生納付特例制度! そして若年者納付猶予制度!

20歳以上のかたは、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。収入が少なく国民年金保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例制度を申請すると保険料の納付が猶予されます。

また、30歳未満のかたであって、本人と配偶者の収入が一定以下の場合に、申請により国民年金保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金などを受け取ることができなくなります。

手続きは役場住民課保険年金の窓口で申請してください。

※学生のかたは申請の際に学生証を持参してください。

○障害基礎年金と老齢(遺族)厚生年金が併給できるようになります

これまで、障害基礎年金の受給権者は、老齢または死亡を支給事由とする厚生年金給付との併給はできないことになっていましたが、平成18年4月から65歳以上のかたについては、受給権者からの申出により、障害基礎年金と老齢または死亡を支給事由とする厚生年金給付との併給が可能となります。

※留意事項

- ①併給の申出は平成18年4月1日から可能です。
- ②制度改正前から当該年金を受給しているかたも対象となります。
- ③障害基礎年金と退職共済年金(または遺族共済年金)も併給可能です。
- ④特別障害給付金は、今回の併給対象とはなりません。

お問合せは「ねんきんダイヤル(0570-07-1165)」または最寄りの社会保険事務所の電話番号におかけください。

教育委員会
だより

期待と不安の混じる季節 〜家族の支え方は?〜

春です。子どもの世界では、卒業、入学、進級と新たな一歩を踏み出す時期でもあります。子どもたちの心理はどうでしょう。

「うきうき、わくわく」で表されるような、何かしら気分が高揚した状態でしょうか。さらには、「新たな気持ちでがんばるぞ」とやる気が高まることが多いことでしょう。

一方、この逆もあります。「どきどき」という心理です。子どもの中には、新しい環境の中で、人との関係を取りむすぶことが不得手な子どももたくさんいます。

さて、このような時期に子どもたちが少しでも心を安定させるにはどうしたらよいでしょう。

先日、ある家族映画を見ました。舞台は、昭和三十年代の東京です。その中のエピソードです。

ある女性が、集団就職で東京に出てきました。一人、町工場で働くことになり、

毎日、一生懸命働きます。

夜になると遠く東北の母親へ手紙を書き送ります。ところが、その返事は、一月たっても二月たっても一通も届きません。「わたしのことがじゃまだったんだ。」「知らない子だったんだ。」

と彼女は思い始めます。ところが、母親は、ちゃんと返事を書いていました。しかし、預けた工場のおかみさんに「半年の間は、手紙を本人に渡さないで欲しい。子どもが、かえってふるさとを懐かしみ、悲しい思いをする。新しい暮らしになれる助けになるから。」と頼んでいたのです。そのことが分かって、彼女は、手紙を読みながら涙します。

三月、四月の新しい環境になって、期待と不安が混じり合うこの季節に、どのような支え方をすると真に本人のためになるのでしょうか。一度、家庭や地域の話題にしたいところです。